



雇児育発第 1214001 号

平成 17 年 12 月 14 日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 民生主管部（局）長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長



放課後児童クラブ（児童館）への児童の来所・帰宅時における
安全点検リストについて

児童の健全育成につきましては、かねてより種々御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び児童館の利用児童の安全確保については、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成 13 年 6 月 15 日雇児総発第 402 号）等により、これまでも対応をお願いしてきたところでありますが、これから冬休み期間に入るに当たり、より一層の注意喚起が必要と思われまます。

こうしたことから、厚生労働省では、上記通知を踏まえた具体的な留意事項をまとめた安全点検リスト（別添参照）を作成しましたので、管内市町村、放課後児童クラブ、児童館に対して十分に周知いただくとともに、これらも参考に再度点検等を行い、児童の安全に万全を期すようお願いいたします。

なお、同リストにおいて、学校や警察との関係についても項目としているところですが、本通知の発出に当たって文部科学省スポーツ・青少年学校健康教育課、警察庁生活安全局生活安全企画課にも協力依頼を行っていることを申し添えます。